

令和元年度 八峰町職員採用試験のお知らせ

●試験区分・採用予定人員

試験区分	採用予定	受付	一次試験	一次結果	二次試験
大学卒一般行政	若干名	8月7日(水)～ 8月28日(水)	9月22日(日) 秋田県市町村会館	10月中旬	第一次試験合格者に通知します。
高校卒一般行政					

※「高校卒」は高等学校卒業程度の教養試験のことです。

●受験資格

試験区分	年齢資格等
大学卒一般行政	ア. 平成2年4月2日から平成10年4月1日に生まれた方。 イ. 平成10年4月2日以降に生まれた方で大学卒または令和2年3月卒業見込の方。
高校卒一般行政	ア. 平成2年4月2日から平成14年4月1日に生まれた方。 ※ただし、学校教育法による大学を卒業した方もしくは令和2年3月卒業見込の方またはこれらに相当する学歴を有すると認められる方は受験できません。

●申込用紙の請求および受付手続

申込用紙は役場に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記し140円切手を貼った返信用封筒(A4)を必ず同封して簡易書留で郵送ください(普通郵便の事故には対応できません)。※電子メールによる請求は受け付けておりません。

■問合せ先 総務課 行政係 ☎76-4601

八峰消防署からのお知らせ

夏休み期間中の火災予防および事故防止について

《火遊びによる事故が増加中！ 夏休みに気をつけて！》

子ども達にとって待ちに待った夏休みがやってきます。夏休みは学校や授業から解放されて、学校以外での様々な体験ができる機会です。一方で子供たちの気も緩みがちになり、思わぬ事故に巻き込まれる心配があります。事故がない楽しい夏休みを過ごせるように、下記の注意事項を守りましょう。

- 1 家の近くや燃えやすい物のある場所で花火遊びをしない
- 2 花火に書いてある注意事項を守る
- 3 花火は必ず大人と一緒に遊ぶ
- 4 マッチやライターを持ち歩かない
- 5 子どもの手の届くところにマッチやライターを置かない



※保護者の方へ

夏休み期間中、子ども達の自由時間が多くなる分、危ない目に遭う危険が高くなります。大人が、子どもにどんな危険があるのか丁寧に指導し、子ども自身が自分の身を守るために必要なことを教えてあげてください。

■問合せ先 八峰消防署 ☎76-3119

「この一票で輝く未来 令和の時代」

投票日 7月21日(日)

第25回参議院議員通常選挙

棄権せず、よく見、よく聞き、よく考えて正しく一票を投じましょう

■今回の選挙で投票できる人は

- ▽平成13年7月22日以前に生まれた方(18歳以上)で
- ▽平成31年4月3日以前に八峰町に住民票が作成された方です。

■投票時間

- ▽八峰町での投票時間は、午前7時から午後7時までです。
- 入場券が届いたら投票所、投票時間を確認してください。

■投票所は次のとおり

大沢投票区：塙川健康センター	石川投票区：石川多目的集会施設
田中投票区：峰栄館	水沢投票区：水沢コミュニティセンター
目名湯投票区：八峰町役場	八森投票区：八森生活改善センター
観海投票区：ファガス	岩館投票区：岩館生活改善センター

■こんな時は期日前投票を

- ▽期日前投票は、7月5日(金)から投票日の前日7月20日(土)までできます。時間は午前8時30分から午後8時までです。
- ▽投票日当日に、仕事や旅行の計画があったとき等の場合は期日前投票ができます。入場券裏面の「期日前投票請求書兼宣誓書」に必要事項を書いて、期日前投票所に提出すると、その場で投票できます。
- ▽自分で書けないときは代理投票を
手にケガなどをして、自分で投票用紙に書けない場合は、代理投票ができます。係員に申し出てください。投票の補助者が代理で記載しますが、投票の秘密は守られますのでご安心ください。

■病院などでの不在者投票

県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどにいる方は、その施設で不在者投票ができます。手続きはその施設で行いますので、施設の係の方に不在者投票の申し出をしてください。※投票日までに選挙管理委員会に届かないと無効になります。手続きはお早めをお願いします。

■郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある方も、投票所に行かずに自宅で投票できる「郵便による不在者投票制度」があります。

■問合せ先 選挙管理委員会 ☎76-4800 (峰栄館内)
☎76-4601 (総務課)